



事務連絡
平成21年3月27日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第14号）が別添のとおり平成21年3月27日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与が承認されることに伴い、当該動物用医薬品の「使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間を定めるため使用規制省令の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成21年3月27日

3. 参考

対象となる承認される又は承認されている動物用医薬品は以下のとおりです。

○ガストロガード（メリアル・ジャパン株式会社）

【有効成分】オメプラゾール

【効能・効果】馬：胃潰瘍の治療、胃潰瘍の再発率の低下及び胃潰瘍の悪化の低減